

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

本市では、子どもを安心して産み育てることができる社会の構築を重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や、働きながら子育てをしている方の生活支援、また、子どもたちの健全育成のために、多岐にわたる事業、体制のもとで子育て支援事業を展開してまいりました。

さらに、妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談を受け、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を進めるため、「子育て世代包括支援センター」を設置し、「こども家庭支援室」と連携しながら専門知識を生かし、利用者の視点に立った妊娠・出産・子育てに関する支援のマネジメントを行っています。

これらの事業をさらに推進し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの健やかな育ちが等しく保障され、子ども・子育て支援の意義に基づき、市民が未来に希望を持って、また安心して子どもを産み、育てることができる優しいまちづくりを目指した、「第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画策定の定義

本計画は、2015年度（平成27年度）施行の「子ども・子育て支援法」第61条第1項に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。市は法の基本方針に則して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めています。

計画策定の定義として、本市の特性に応じた子育て環境の整備を図ることにより、乳幼児・児童の教育・保育体制を強化するとともに、地域全体のネットワークを強化することにより子育て家庭を支え、子育て家庭の負担を軽減することを目指します。

3 計画の位置づけ

本計画は、2015年度（平成27年度）施行の「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づいて策定するものです。また、第1期の計画で継承してきた次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」の内容を引き継ぐ計画として、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く検討するものです。

また、本市の上位計画である「第2次つくばみらい市総合計画」の部門別計画に位置付け、その他の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定したものです。今後策定される予定の計画とも可能な限り整合を図ることとします。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めます。

4 計画の対象

本計画は、すべての子どもと子どもを育成し又は育成しようとする家庭、市民、企業、行政など、本市におけるすべての個人、団体を対象とします。

5 計画の期間

本計画は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5カ年を計画の期間とし、必要に応じて見直しを行います。

年度	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
第2期つくばみらい市 子ども・子育て支援事業計画	2020年度（令和2年度）～ 2024年度（令和6年度）					(次期計画)				



2022年度（令和4年度）に中間評価



つくばみらい市公式キャラクター
みらいりんそう